出

先機 関

第三千七百五十六号

平成二十五年十月十五日

都市計画事業の認可..... (都市計画課) ...

右 大規模小売店舗の変更の届出. 同 (商工政策課) ... |

公

告

告

示

目

次

同

土地改良事業施行認可申請の適当の決定..... (県西

:

=

示

青森県告示第七百三十二号

より次のとおり告示する。 計画道路事業を平成二十五年十月七日認可したので、同法第六十二条第一項の規定に 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により、黒石都市

平成二十五年十月十五日

(

施行者の名称

青森県知事 Ξ 村 申

吾

黒石市

都市計画事業の種類

黒石都市計画道路事業 (三・四・七号黒石環状線)

Ξ 事業施行期間

平成二十五年十月十五日から平成三十二年三月三十一日まで

四

収用の部分

青森県黒石市角田、柵ノ木四丁目、大字牡丹平字福民西及び柵ノ木三丁目地内

使用の部分

2

なし

公

大規模小売店舗の変更の届出

:

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十五年十月十五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店

上北郡七戸町字笊田川久保一七の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役社長 西郷辰弘第七地割四四五 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅株式会社薬王堂	変 更 前
代表取締役社長 西郷辰弘第三地割二四二の一名手県紫波郡矢巾町大字広宮沢岩手県紫波郡王堂	変更後
元平 九 九 一	年変 月 日更

Ξ	
大規模小売店舗において小売業品	代表取締役社長(欠畑茂治)十和田市穂並町一五の一〇株式会社スーパーカケモ
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	変更無し

			, Ξ	
代表取締役社長(欠畑茂治)十和田市穂並町一五の一〇(株式会社スーパーカケモ)	代表取締役社長 西郷辰弘第七地割四四五 第七地割四四五 年長紫波郡矢巾町大字南矢幅株式会社薬王堂	変更前	大規模小売店舗において小売業を	代表取締役社長の畑茂治十和田市穂並町一五の一〇十の一人
変更無し	代表取締役社長 西郷辰弘第三地割二四二の一第三地割二四二の一岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢岩寺県紫波郡矢町町大字広宮沢株式会社薬王堂	変更後	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	変更無し
	一元 平 元・成 元・一〇	年変 月 日更	者の氏名	

兀 届出年月日

平成二十五年九月三十日

五 届出書の縦覧

場所

2

期間

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

平成二十五年十月十五日から平成二十六年二月十五日まで

ただし、七戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

提出期限

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

平成二十六年二月十五日

2

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

刻

閉店時刻

午後十時

- (\equiv)
- 意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規

平成二十五年十月十五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店

上北郡七戸町字笊田川久保一七の一外

|| 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役社長 西郷辰弘

株式会社スーパーカケモ

2

十和田市穂並町一五の一〇

代表取締役社長 欠畑茂治

変更しようとする事項

Ξ

項関語を表現しています。	X	
び店う 閉時者 店刻のを 時及開行	売お売大 美い店規 をて舗模 テ小に小	分
開店時刻 午前九時 株式会社スーパーカケ	閉店時刻 午後九時開店時刻 午前九時株式会社薬王堂	変更前
変更無し	閉店時刻 午後十時開店時刻 午前七時株式会社薬王堂	変更後

臺平 ○ ○

年変 月 日更

意見書の提出

ただし、七戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

3 2 1 届出書及び添付書類の縦覧 平成二十五年九月三十日 届出年月日 場 所 期間 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで 平成二十五年十月十五日から平成二十六年二月十五日まで 青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場 ると用車来 時がす場客 間でるをが 帯きこ利駐 後十時三十分まで午前八時三十分から午 後十時三十分まで午前六時三十分から午

兀

五

Ć ほか五十六人の行う出来島地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したの 同法第八条第一項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十五条第三項において準用する 同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、 つがる市出来島地区土地改良事業共同施行斉藤武光

土地改良事業施行認可申請の適当の決定

平成二十五年十月十五日

次のとおり縦覧に供する。

西北地域県民局長

藤

畄

正

昭

縦覧に供する書類

2 規約の写し

縦覧の場所

つがる市役所

Ξ

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

3

記載事項

青森県商工労働部商工政策課

2

提出先

平成二十六年二月十五日

提出期限

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

1 土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十五年十月十六日から同年十一月十三日まで

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行